

ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域） 新旧対照表

東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域）（現 行）	備考	東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域）（新 規）
<p>(第 32 条)</p> <p>3 2. 供給停止</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び5日間（いずれも休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p>① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合</p> <p>② 当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 40 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>(2) 当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>① クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合</p> <p>(第 33 条)</p>	<p>追加</p> <p>変更</p>	<p>(第 32 条)</p> <p>3 2. 供給停止</p> <p>(1) 当社は、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に 15 日間及び5日間（いずれも休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。</p> <p>① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合</p> <p>② 当社とその他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合</p> <p>③ この小売約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合</p> <p>④ 40 各号に掲げる当社の係員の行う作業を正当な理由なく拒否又は妨害した場合</p> <p>⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合</p> <p>⑥ その他この小売約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合</p> <p>(2) 32(1)①、②の規定により供給を停止した場合、当社は、作業費を、お客さまにご負担いただきます。</p> <p>(3) 当社（導管部門）は、お客さまが次に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、当社（導管部門）が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。</p> <p>① クーリング・オフによりガス使用契約が解約される等の事由でガス小売供給に係る無契約状態となり、当社（導管部門）がお知らせする供給を停止する日までにお客さまが新たなガス小売供給契約（最終保障供給契約を含みます。）を締結しなかった場合</p> <p>(第 33 条)</p>

ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域） 新旧対照表

東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域）（現 行）	備考	東日本ガス株式会社 ガス小売供給約款（東日本ガス供給区域）（新 規）
<p>33. 供給停止の解除</p> <p>(1) 32(1)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。</p> <p>なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 32(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>② 32(1)②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>③ 32(1)③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から17時までの間に行います。</p> <p>(3) 32(2)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給約款（最終保障供給約款を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給約款に基づき供給が再開されます。</p>	<p>変更</p>	<p>33. 供給停止の解除</p> <p>(1) 32(1)の規定により供給を停止した場合において、お客さまが次の各号に掲げる事由に該当することを当社が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。</p> <p>なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、お客さま又はお客さまの代理人に立ち会っていただきます。</p> <p>① 32(1)①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>② 32(1)②の規定により供給を停止したときは、当社との他のガス使用契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合</p> <p>③ 32(1)③、④、⑤又は⑥の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合</p> <p>(2) 当社は、供給の再開は原則として9時から17時までの間に行います。</p> <p>(3) 32(3)の規定により供給を停止した場合は、お客さまが新たなガス小売供給約款（最終保障供給約款を含みます。）を締結した場合に、当該新たなガス小売供給約款に基づき供給が再開されます。</p>